

「信仰によって憲法改正を考える」

中部中会教師 辻 幸宏

聖書：マタイによる福音書 5章3～16節

序.

2012年12月総選挙において、安倍晋三首相自民党政権となりました。アベノミクスということで経済界は騒いでいますが、大手企業のための政策であり、一部の人たちに恩恵はあるかと思いますが、円安による値上げ、社会保障の制限、消費税率アップ、税金における控除削除と、私たちに恩恵があるか、懐疑的です。

また4月には、カトリック教徒である麻生太郎副首相を初めとする閣僚と国会議員160名余りによって、靖国神社への参拝がなされています。個人の信教の自由は認められるべきですが、メディアを引き連れてのパフォーマンスや、国会議員による一斉参拝は、個人の信仰ではなく、社会へのアピールであって、許されることではありません。韓国・中国の抗議もさることながら、私たちキリスト者としても許してはならない行為です。

また4月28日、政府は「主権回復の日」の式典を行いました。沖縄の反発が報道されていますが、この日は、日米安保条約が結ばれたことを記念する日でもあり、日本がアメリカの属国として歩いていく道を作った日です。皮肉を込めて語るならば、この日に式典を行うことは、アメリカの属国として、アメリカの求めるままに戦争の出来る国となることを目指していることを表明したといえるのではないのでしょうか。

自民党は、昨年2012年4月27日付で憲法改正草案を明らかにしました。そして今、自民党は、平和憲法を捨てて、憲法改正の必要を求めています。これは時代錯誤な、ひどいものです。憲法草案に関しては、後ほど取り上げますが、私たちキリスト者が、今なぜ憲法を考えなければならないかを、一緒に考えていきたいと思えます。

1. キリスト者に対する神の求め

最初に創造の秩序から考えます。私たち人間は、神のかたどり、神に似せて創造されました(創世 1:26)。それと同時に主の創造された被造物を治めることが求められています(同)。神学的には「文化命令」と呼ばれています。そして、被造物である私たち人間は、創造主に従って生きることが求められており、この世にあっては「神の国」の完成という目標を持っています。このことを代表する御言葉が、パウロによって語られています。「あなたがたは食べるにしろ飲むにしろ、何をするにしても、すべて神の栄光を現すためにしなさい」(I コリ 10:31)。私たち人間が治めることを求められているのは、すべての被造物です。「政治を語るべきではない。この分野だけは治めなくても良い」といった例外はありません。

このことをウェストミンスター小教理問答問1は、「人間の第一の目的は、神に栄光を帰し、永遠に神を喜びとすることです」(松谷好明訳)と語ります。つまり私たちがキリスト者として生きるとは、何をする時にも、すべてが神さまから与えられていることに、神さまに感謝と喜びをもって神の栄光を称えつつ、神さまの求めに応じて治めていくことです。

また日本キリスト改革派教会は、創立宣言主張の第一点で、有神論的人生観世界観を確立することを謳います。そしてそれを現実にしていくために、目に見えない教会を、見える教会として建て上げるのであって、信仰告白（ウェストミンスター信仰規準）・教会政治（長老主義政治）・善き生活によって行うのです。私たちがこのことを学び、理解していなければ、人々に理解を求めることは出来ません。

だからこそ神の御前に生きる私たち人間は、神さまがお造り下さったすべての領域で、神の御前で、神を証しするために生きるのです。

2. キリスト者の立場の確認

序

次に、教会でまことしやかに語られている誤解を解いておかなければなりません。第一が、政教分離原則として「教会は政治に口を出すべきではない」と語られることであり、第二は、「ウェストミンスター信仰告白も合法的戦争を語っているが、国がなぜ軍隊を持つてはいけないのか」と言われることです。

①政教分離

政教分離によって「キリスト者は政治に関わるべきではないか」と語られる方も多くいます。しかし政教分離原則は、政治が宗教を利用してはならないことが求められているのであり、教会が政治に要求していくことは、政教分離原則には該当しないのです。

〈憲法第20条〉

第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第2項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

「宗教団体が政治活動を行ってはならない」とは憲法は記しません。

「空気」に流されてはなりません。後ほども確認しますが、基本的なことを確認しておきます。憲法とは為政者が好き勝手に行わないように枷がはめられているのであって、国民に枷をはめるためのものではありません。

②合法的戦争（聖戦）について

また、「改革派教会は合法的戦争を認めているではないか」と語り、「軍隊を持つことに何の支障があるのか？」と語る方もいます。確かにウェストミンスター信仰告白は、第23章「国家的為政者について」において、「合法的に戦争を行うことができる」と告白します。この告白は、宗教改革の時代からプロテスタントの立場に立つ教会においては、ほぼ一致した告白です。

〈ウェストミンスター信仰告白〉 第23章「国家的為政者について」

1. 全世界の至上の主であり王である神は、御自身の栄光と公共善のため、御自身のもとにあって、国民の上に立つ、国家的為政者を定めておられ、そしてこの目的のため、善良な者は守り励まし、悪を行う者は処罰するように、国家的為政者に剣の権能を帯びさせておられる。
2. キリスト者が為政者の職務に召されるとき、それを受け入れて遂行することは、

合法的である。職務の執行にあたって、かれらは、それぞれの国の健全な法律にのっとり、特に敬神と正義、平和の維持に努めるべきである。それで、その目的のために為政者は、正当で必要な場合には、新約のもとにある今でも、合法的に戦争を行うことができる。

しかし私たちは、この告白を注意して読まなければなりません。第1節では、国家的為政者も主なる神さまによって定められ、主の御支配の下にあることを確認しています。それを受けての第2節ですが、合法的戦争かどうかを判断するのは、キリスト者である為政者です。そして為政者は第一に「信心と正義、平和の維持に努めるべき」です。

それでもなお、市民生活に大きな苦しみを伴うような迫害がある時など、出てくるでしょう。しかしあくまでも為政者が行わなければならない第一のことは、「平和を実現する」こと（マタイ 5:9）であって、「戦争ありき」ではいけないのです。主は「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」（マタイ 5:44）とも語ります。また、信仰の武具を備えるよう（エフェソ 6:10～18）にも求めています。

それでもなお平和を実現できない場合、合法的戦争が有り得るのです。万が一にも憲法に武力行使について記すにしても、この条件を確認し、書き記した上で出なければ書き込むことは許されないかと思えます。

イングランドでは、ウェストミンスター神学会議の最中、信仰告白を作成していた議会軍は、主教制の立場に立つ国王軍との信仰における内戦の最中、武器を取っていたのです。宗教改革文書において、合法的戦争について一致して語っているのは、やはり信仰による闘いを行っていたからです。

また第二次大戦下、ドイツの教会はドイツ告白教会闘争を行いました。バルメン宣言のコピーをお渡ししましたが、解題をお読み下されれば記されていますが、ドイツにおいてヒットラーが政権をとった時、改革派・ルーテル派・福音派の教会の牧師たちは危機意識を持ち、信仰の闘いを始めました。それで為政者に従うのではなく、主に従う教会を建て上げることを高らかに確認したのがバルメン宣言です。その信仰の中で、ボン・フェッファーは、ヒットラーを暗殺しようとしたのです。多くのユダヤ人たちの苦しみを、彼は立ち上がろうとしたのです。

また、日本帝国政権下の韓国教会における神社参拝拒否の抵抗などは、これらに該当いたします。3.1 独立運動自体はノン・クリスチャンも入っており、市民運動に位置するかも知れませんが、そこに加わったキリスト者の多くは、信仰の問題として、戦ったのです。

しかし、合法的戦争を語る場合、非常に限定しなければなりません。備えは必要かも知れませんが、最初に戦争ありきの軍隊は、主が平和を求めておられることとは相容れないのであり（マタイ 5:9、参考：エフェソ 6:10～18）、キリスト者ではない為政者が立てられている日本にあってはそれ以上に限定的となり、教会がその判断をすることが主の御前に求められています。

この件に関しては、袴田康裕「ウェストミンスター信仰告白における教会と国家～第23章「国家的為政者について」の解釈をめぐって～」を参照のこと。

3. 憲法とは？

次に私たちは憲法とは何かを確認しておかなければなりません。

広辞苑では次の様に語ります。

「①基本となるきまり。

②国家存立の基本的条件を定めた根本法。国の統治権、根本的な機関、作用の大原則を定めた基礎法で、通常他の法律・命令を以て変更することを許さない国の最高法規とされる」。

また、ブリタニカ国際大百科事典の中では、

「国民の権利を保障し、権力分立制を定める憲法のみを憲法と観念する傾向が生まれた（近代的意味の憲法）」と語ります。

つまり、近代の憲法は、為政者が規律を乱し、国民の権利を侵害することを阻止するために作られたのであり、現憲法においてはそれが貫かれています。そしてこれが**立憲主義**です。

ちなみに、自民党憲法起草委事務局長の磯崎陽輔議員は、「立憲主義」の言葉・意味すら知らずに、憲法草案の作成に携わっている事実があります。

4. 歴史の確認

大日本帝国憲法下、「神社は宗教に非ず」との見解により、教会は偶像崇拝を行い、戦争協力を行った事実を忘れてはなりません。そしてその大日本帝国憲法も私たちは確認しておかなければなりません。

この時、「神社は宗教に非ず」と決めたのは誰でしょうか？ 教会ですか？ 文部省が定め、それが教育勅語にも反映されていくのです。そして御上が定めたことを、当時のキリスト教会は追随し、神社参拝（偶像崇拝）を行い、戦争協力を行い、礼拝においても最初に「宮城遥拝（ようはい）」を行ったのです。そして、韓国・朝鮮・満州・中国・台湾に、日本人の教会を立てるために伝道を行ったのです。

現在においても、日の丸・君が代を強制し、多くの教師・生徒を苦しめていることは文科省が中心に行い、それを教育基本法においても、反映させています。

では、大日本帝国憲法においては、信教の自由や集会/結社の自由はなく、従わざるを得なかったのでしょうか？

第 28 條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第 29 條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

つまり大日本帝国憲法下において、制限は付けられていますが信教の自由や集会結社の自由は認められていたのです。しかし現実には信教の自由は奪われ、言論統制が行われていたのです。そしてキリスト者は、迫害を受けるか、偶像崇拝を行うかの二者択一が迫られたのです。そして教会は躓き、偶像崇拝を行い、近隣諸国の民を苦しめることを行ったのです。

日本キリスト改革派教会は、同じ過ちを犯さないことを、教会のアイデンティティとして持ち続ける教会です。

5. 自民党草案の目指す所

自民党憲法草案の目指す所は、はっきり言えば戦争が出来る国とすることであり、大日本帝国憲法の復活です。石原慎太郎は、「大日本帝国憲法を復活させるべきである」との発言を繰り返していますが、自民党の求めている憲法も同じです。自民党はこのことを表だって言葉に出さないしたたかさがあるだけで、石原発言とは絶妙なバランスをとっているのです。

ですから、憲法改正の中心は、何よりも憲法第9条であって、すべての変更は、9条との絡みで語っていくことが出来ます。

しかし同時に、自民党が目指している憲法が目指しているもう一つの中心を見落としてはなりません。このことはほとんど報道されていません。メディアも黙っています。自民党は、現憲法第97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」を廃止し、新憲法草案（憲法尊重擁護義務）第102条「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない」を加えます。

このことに関連して、現憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と語られていますが、新憲法草案では第102条2では、国民に憲法の尊重義務を置いた上で、「天皇」の現法擁護義務を除外します。

つまり、国民の権利を守るため、為政者が規律を守る現憲法を捨て、天皇を憲法の上に置いた上で、為政者のために、国民が規律を守ることが強いられる憲法を作ろうとしているのです。これは新しい憲法ではなく、近世以前の憲法概念に基づく憲法です。政治家の言葉に、私たちは惑わされてはなりません。この件に関して、ほとんど報道されていません。私たちは報道されていることばかりに注目しては、本当に彼らが行おうとしていることが隠され、私たちはだまされることとなります。

また自民党は、新憲法草案Q&Aも発表していますが、ここで次の様に説明します。「主権在民、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原理を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合って国家が成り立っていることなどを表明」（Q&A 冒頭「日本国憲法改正案」の主な内容）。しかし実際は、三大原則は完全に破棄されています。また「和を尊ぶ」とは、違った意見を持ってはいかないのであり、少数者は切り捨てられるのです。「家族や社会が互いに助け合う」とは、国家は助けない、自己責任において行えと語っているのです。

①国民主権 → 天皇元首、国旗・国歌、元号（第1、3、4条）。

自民党草案では天皇を元首とします。Q&Aでは「反対論としては、世俗の地位である『元首』をあえて規定することにより、かえって天皇の地位を軽んじることになるといった意見がありました。反対論にも採るべきものがありました。多数の意見を採用して、天皇を元首と規定することとしました」と記します。

天皇元首と主権在民の整合性をどのように説明することができるのでしょうか。私たちキリスト者は、天皇が代々に栄えるように歌う君が代を歌うことが出来るでしょうか？ 天皇の時間を示す元号を用いることができるのでしょうか？ 私たちはすでに信仰の闘いが強いられています。

また余談になりますが、教会の案内でも「祝日」と良く記されています。たしかに「国民の祝日」と定められています。しかしこれは誰のための祝いですか？ 私たちキリスト者にとっての祝日は、クリスマス、イースター、ペンテコステだけです。宗教改革は、カトリックにおける聖日を排除してきたのです。そして日本における休日の多くは、天皇の祭祀と関係する事柄を起源として持っています（元旦、建国記念の日、春分の日、昭和の日、秋分の日、文化の日、勤労感謝の日、天皇誕生日）。そのため、教会の案内において、私は「祝日」を用いて頂きたくないと思っています。

私たちが現憲法において問題とするところは、天皇制の問題です。私たちのキリスト者の目指す所は、神の国の完成であり、理想は天皇制の廃止、主権在天です。ダビデの様な政治です。そのため象徴天皇制の廃止の憲法改正を語った方が良いのではとも語られます。

しかし現状において、私たちとしては受け入れがたいものであり、語り続けていかなければならないことであることは認識していますが、私たちの信仰の闘いの中心は、平和主義、主権在民の現憲法の保持にあることを確認し、焦点をぼやかさない方がよいかと、私は思います。

②平和主義 → 戦争の出来る国、国防軍の創設（第9条、同二、同三）。

憲法第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国交戦権は、これを認めない。

憲法第9条は世界に誇れる憲法です。そして、神さまが私たちにお与え下さった恵みです。そのことは、戦後68年の間、近隣諸国で、朝鮮戦争、ベトナム戦争などがあつたにも関わらず、日本は戦争を行わず、戦争によって他国の人を殺したことがないことに最も表れています。これは憲法第9条があつたからこそであり、これが無ければ日本は戦争に巻き込まれていたことでしょう。

〈自民党憲法草案〉 第二章 安全保障

（平和主義）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

第9条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事

項は、法律で定める。

- 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に裁判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第9条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第9章 緊急事態

第98条 (緊急事態の宣言) 新設

第99条 (緊急事態の宣言の効果) 新設

すでに確認してきたとおり、私たちキリスト者は、為政者は、第一に、信心と正義、平和の維持に努めるべきであり、その手立てがあった上で、最終的に防衛が出てくるのであって、第一に国防軍ありきは、私たちは決して受け入れることは出来ません。

③**基本的人権の尊重** → 「社会的儀礼又は習俗的行為」の許容を求め、信教の自由は剥奪されず(第20条)。また「公益及び公の秩序」という制限が加えられます(第12、13、21、29条)。

憲法第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2. 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3. 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(自民党憲法草案) (信教の自由)

第20条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

(大日本帝国憲法) 第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

自民党憲法草案第20条第3項を認めることは、為政者が、社会的儀礼・習俗的行為として、靖国参拝を行い、神社参拝を行うことを認めるものであり、それは同時に、社会的儀礼・習俗的行為だからとの理由で、私たちキリスト者にも同様のことを求めてくるものです。これは実質、信教の自由が剥奪されたのと同じです。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の

上で、最大の尊重を必要とする。

〈自民党憲法草案〉 国民の責務

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

(人としての尊重等)

第 13 条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

第 12 条は、「国民の自由・権利の擁護」であるにもかかわらず、「国民の責務」に変更されています。これは立憲主義の否定です。まだ第 13 条は、「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」に変更されています。これは先に語った大日本国帝国憲法の「安寧秩序」と同じことであり、その結果がどうなるかは、第二次世界大戦時の治安維持法において用いられていることから明かです。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。

2 通信の秘密は、これを侵してはならない。

〈自民党憲法草案〉 (表現の自由)

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

〈大日本帝国憲法〉

第 29 條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

集会、結社、言論、出版の自由は、「公益及び公の秩序を害する」と決められたら行うことが出来なくなります。つまり私たちが神礼拝を行おうとする時に、「天皇を崇めていない」、「神社を偶像と認める」ことは「公の秩序に害する」と定められれば、私たちは神礼拝を行うことが禁じられることになるのです。

もともと、現在においても、新聞・テレビなど主要なマスメディアは、トップが定期的に首相や官僚と会食・懇談を行っているのもあって、実質的には言論統制の下にあるとって良いかと思えます。従ってメディアもこの件で表立って反対はしません。

〈自民党憲法草案〉 (家族、婚姻等に関する基本原則)

第 24 条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

婚姻の前に、家族について新規に加えられています。これは昔ながらのイエ制度を求めているのと同時に、家族の面倒は家族で行うように求めています。つまり、「国は家族のある者の面倒見ない」との宣言との宣言であり、福祉の切り捨てを迫認する条項となっています。

〈基本的人権の尊重に関するまとめ〉

人権を擁護する現憲法から、人権を規制し、国民に義務を課する憲法を目指しています。また私たちキリスト者は、信仰が奪われかねない迫害を覚悟すべきことが定められています。

④憲法第 96 条の先行改正について

憲法改正において考える時に、最後に見ておかなければならないことは、自民党がなぜ憲法第 96 条の改正を先行させようとしているかということです。

自民党は、「他国においては改正を繰り返しているではないか？ 日本だけが改正できないのはおかしい」と語ります。自民党の Q & A を確認して頂きますと、回数のことを記しています。自民党は回数のことばかり語りますが、「主な改正手続き」を見て頂きたいと思います。ここで記されている国々は、確かに憲法改正を繰り返しています。しかし憲法改正手続きは、日本に比べてなにも緩くないのです。アメリカ合衆国は、日本に比べて遙かに厳しいのです。それでもなお、憲法改正が行われているのは、党派を超えて、全国民が一致したことに關して改正しているからです。

ですから、日本において今まで改正できなかったのは、国会議員自身が、真剣に憲法改正を考え、全議員、全国民が一致させることを行ってこなかったことを物語っているのです。本当に憲法を変えたいのであれば、それだけの努力をすべきであって、その努力を怠ってきたことを示しているのです。

ちなみに憲法には硬性憲法と軟性憲法があります。硬性憲法は、憲法の改正にあたり通常の法律の立法手続よりも厳格な手続を必要とする成文憲法のことであり、軟性憲法とは、通常の法律の立法手続によって改正できる成文憲法のことです。日本国憲法やアメリカ合衆国憲法は硬性憲法に分類されるのであって、政権が変わることによって、憲法改正が繰り返されるような軟性憲法にはなりません。

またこの憲法第 96 条に関して、石破茂自民党幹事長は、クリスチャンでありながらも、積極的に憲法改正に関わっており、そして発言しています。96 条改正が国民投票にかけられた場合に「**国民は（9 条改正を）念頭に置いて投票していただきたい。国の在り方が変わるといふ認識を持って（投票すべきだ）**」と。

ですから、皆さまの中にも、憲法改正要件くらいは、変更しても良いのではと思っておられる方もおられるかと思いますが、現在において憲法第 96 条を改正することは、憲法第 9 条を含む憲法全体の変更につながるものであり、決して許してはならないのです。

〈まとめ〉

憲法改正が行われることにおいて、国民の権利は擁護されることがなくなり、制限され、さらに国民に対する義務が強いられることとなります。

必ず、自民党憲法草案と現憲法をじっくり読み比べて下さい。

6. 私たちが今行うこと

①聖書から学ぶことーダニエル書

ダニエル、ハナンヤ、ミシャエル、アザルヤの 4 人は、バビロンに捕囚の民として連れてこられました（ダニエル 1:3-6）。彼らは「ネブカドネツアル王の建てられた金

の像の前にひれ伏して拝め。ひれ伏して拝まない者は、直ちに燃え盛る炉に投げ込まれる」(3:5-6)と命じられたのです。この時彼らは、「わたしたちのお仕えする神は、その燃え盛る炉や王様の手からわたしたちを救うことができますし、必ず救ってください。そうでなくとも、御承知ください。わたしたちは王様の神々に仕えることも、お建てになった金の像を拝むことも、決していたしません」(3:17-18)と答えます。この時主なる神さまが彼らを守り、助け出して下さった時、王は語ります。「シャドラク、メシャク、アベド・ネゴの神をたたえよ。彼らは王の命令に背き、体を犠牲にしても自分の神に依り頼み、自分の神以外にはいかなる神にも仕えず、拝もうともしなかったのです、この僕たちを、神は御使いを送って救われた。まことに人間をこのように救うことのできる神はほかにはない」(3:28-29)。

私たちに求められていることは、どのような時にも、主の御前に立ち、主への信仰を貫くことです。

②歴史から学ぶこと

また私たちは歴史から学ぶことが許されています。先程も紹介しましたが、ドイツのヒットラー政権下、ドイツ告白教会闘争が行われました。ドイツの多くの教会は、日本の教会同様に抵抗することが出来ず、罪を犯しました。しかし、改革派・ルーテル派・福音派と教派を超えた牧師たちの一部は、その危険性を知り、話し合いを続けていったのです。それがドイツ告白教会闘争であり、彼らは共同して信仰を確認して告白文書を発表し、信仰の闘いを行ったのです。それがバルメン宣言です。

現在の日本の教会も、教派を超え、信仰の一致を確認し、信仰の闘いに備えなければならない時を迎えています。Face Book やクリスチャン新聞において発言されている朝岡勝牧師は日本同盟基督教団の牧師ですが、共闘している牧師であり、神戸改革派神学校出身の改革派信仰を培った牧師です。

③自民党憲法草案の危険性を知ること、危険性を伝えること

だからこそ、私たちは、信仰によって憲法改正の恐ろしさを学び、また伝えていくことが、今、求められています。

参議院選挙では、おそらく自民党が勝利するでしょうが、その後、憲法改正手続きとなり、国民投票となります。それまでに信仰を超えて、賛同する人を増やしていかなければなりません。そして、個人においても、教会においても、祈り続けることが大切です。

④「平和を実現する者」となること

私たちは、キリスト者として、主を証しして生きると同時に、平和を実現するために生きなければなりません。少数者の立場になり、迫害がまいの扱いを受ける恐れも出てくるかもしれません。しかし私たちは「義のために」主に仕え、天の国の民であり続けることが、私たちの生きる目的であり、主の喜びです。

“Peace maker”になる！ これは、ことし3月に行われた中高生修養会において学んだことです。私たちは、キリスト者として、平和を造り上げ、主の栄光を現し、地の塩、世の光として、真理を貫き、歩み続けていくことが求められています。

「愛には恐れがない。完全な愛は恐れを閉め出します」(Iヨハネ 4:18)。